

大阪市重度障害者医療費助成規則の一部を改正する規則

大阪市重度障害者医療費助成規則（昭和48年大阪市規則第119号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）のうち、その標記部分が同一のものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、その標記部分が異なるものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
（助成の申請等） 第6条　〔略〕 <u>2　前項の認定を受けようとする者又はその者を監護する者は、所定の医療証交付申請書を市長に提出するとともに、別に定めるところにより、当該認定を受けようとする者が国民健康保険法の被保険者、高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者又は被保険者等若しくは被保険者等の被扶養者であることの確認を受けなければならない。</u> <u>3　前項の申請書には、その資格を審査するために必要な書類として市長が指定する書類を添えなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、添付書類を省略することができる。</u> <u>4　市長は、第2項の申請があつたときは、その資格を審査し、資格を認定したときは、申請者に所定の医療証を交付する。</u>	（助成の申請等） 第6条　〔同左〕 <u>2　前項の認定を受けようとする者又はその者を監護する者は、所定の医療証交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、添付書類を省略することができる。</u> （1）医療保険証 （2）その他市長が指定する書類 〔新設〕 <u>3　市長は、前項の申請があつたときは、その資格を審査し、資格を認定したときは、申請者に所定の医療証を交付する。</u>
備考　表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線	

は注記である。

附 則

この規則は、令和 6 年12月 2 日から施行する。

(令和 6 年11月29日 掲 示 済)